

平成 31 年 4 月 1 日制定

学校評価の基本方針

広島県理容美容専門学校

1 目的

- ・学則第 31 条第 1 項に基づき、本校の教育目標、計画に沿った取組の達成状況、学校運営等の状況に関する自己評価を行い、教育活動や学校運営等の課題について継続的に改善を図るとともに、評価結果を公表する。
- ・同 31 条第 2 項に規程に基づき、自己評価結果を踏まえ学校関係者評価を実施する。当該委員会の委員による助言、意見等の評価結果を教育活動や学校運営等の改善に活用する。評価結果と改善の取組を学校ホームページに掲載し広く社会へ公表する。

2 自己評価及び学校関係者評価の実施について

- ・教職員が、本校の教育目標や教育活動、学校運営等について、1 月末までに自己評価を行う。
- ・学校関係者委員会を 2 月末までに開催し、学校が実施した自己評価結果を学校関係者評価委員が評価する。

3 学校関係者評価委員会による学校評価の内容について

「評価項目」

- I 教育理念・目的・人材育成像
- II 学校運営
- III 教育活動
- IV 学修成果
- V 学生支援
- VI 教育環境
- VII 学生の受入れ募集
- VIII 財務
- IX 法令等の遵守
- X 社会貢献・地域貢献

4 学校関係者評価委員会の組織について

- ・広島県理容美容専門学校 学校関係者評価委員会を組織する。
- ・学校関係者評価委員の定数は 5 名とする。
- ・学校関係者評価委員の選出区分は、関連業界等関係者、卒業生、教育に関し知見を有する者とする。
- ・委員会の構成は、別紙「広島県理容美容専門学校 学校関係者評価委員会」名簿による。

5 学校関係者評価結果の公表について

- ・学校関係者評価は年度末の 3 月末までに学校ホームページで公表する